

## 教員免許更新制度強行実施という局面にあたっての当面の方針

**制度のねらいを広く明らかにし、制度廃止をめざす教育関係者の合意をめざします**  
**制度の危険なねらいを許さず、一人の教員の失職も生みださない運動を展開します**  
**受講すれば、基本的には全員が免許更新となる制度への改善を求めます**

**「職場の声」を集約し、「教員免許更新黒書」（仮称）に向けたとりくみをすすめます**

府障教は、教員免許更新制度が教員の身分を根底から突き崩す重大問題を持った制度であること、制度の恣意的運用がおこなわれれば、時の政府のいいなりにならない教員の教壇からの排除につながる制度であること等の問題点を指摘し、この制度の導入に反対の立場を明らかにしてきました。しかし、2009年4月1日、全国の教職員の厳しい批判、強い怒りを押し切つて、教員免許更新制度が強行されました。制度実施強行という局面にあたっての当面の方針とそれに基づく府教委との折衝についてお知らせします。意見・要求を府障教本部にあげてください。

### 1. 現局面の運動をどう考えるか

府障教は、制度廃止を展望し、広く社会的に制度の実態と問題点を明らかにするとりくみをすすめると同時に、制度実施強行の局面に立ち、制度の危険なねらいを貫徹させないとりくみをすすめます。

(1) 制度のねらいを広く明らかにし、制度廃止をめざす教育関係者の合意をめざします。

(2) 制度の危険なねらいを許さず、一人の教員の失職も生みださない運動を展開します。

該当者の「忘れ失効」「抽選漏れによる未受講」などの事態を防ぎ、すべての対象者が講座を受講できるためのとりくみをすすめます。

任命権者の責任で、制度・申し込みなどの諸手続の周知と徹底を求めます。

任命権者の責任で、抽選漏れ等の実態を把握し、それに対して府教委の責任で講座を開設するなどの対応を求めます。

学校での申し込みのためのパソコン使用、諸手続を容認することを求めます。

(3) 受講すれば、基本的には全員が免許更新となる制度への改善を求めるとともに、講座開設者に対するとりくみをすすめます。

(4) 制度廃止を展望する「職場の声」を集約し、「教員免許更新黒書」（仮称）に向けたとりくみをすすめます。

(5) 受講費用の公費負担、教育行政の責任による受講手続きなど、制度改善要求に向けたとりくみをすすめます。

### 2. 府教委との折衝について

現局面での方針を踏まえ、4月23日に府教委とおこなった折衝内容と府教委の回答は次のとおりです。

#### (1) 制度周知について

説明責任は教育委員会や学校長にある。制度や講習に関して不明な点・疑問点は直接府教委に連絡してもらっても対応する。(問い合わせ先) 教職員企画課免許グループ06(6944)6180まで

(2) 更新講習対象者すべてが受講できるようにすること

大阪の受講対象者4805名を十分

上回る数の講習を大阪は準備できた。兵庫は不足をしているが、岡山、京都も対象者数を上回っており、近畿では必要な数の講習を確保できている。しかし、講習の内容を教科ごとに振り分けることは不可能。大学には多数の講座開設をお願いしている。

(3) 抽選漏れ等、未受講の把握をおこない、必要対応をおこなうこと

今年度の受講修了者数を見きわめる必要があると考えており、未受講の数を把握したい。府教委として講座開設は今のところ考えていないが、受講対象1年目より2年目の方を優先的に受講できるように大学側には伝えたい。

#### (4) 受講を出張扱いにすること

要望は受け止めたいが、現時点では授業に支障のない限り「職免」扱い。遠隔地での受講は、必要な日数を職免とする。

(5) 個人による費用負担をあらためること

要望は受け止めたいが、文科省での検討の結果であるので自己負担でお願いしたい。

(6) 臨時教員として勤務する者も現職教員に準じた取り扱いとすること

了解

(7) 講習の申し込みなど学校のパソコン使用を認めること

学校設置者の判断です。勤務時間中に申し込みを行う場合の問題や、学校機器の私的利用などの問題を考える必要がありますが、教員研修とも結びつくものから・・・(明言を避ける)

(8) 府教委の責任で、修了確認期限等を個別に通知すること

府教委の責任で行うことは困難だが、校長には修了確認期限、免許状更新講習の受講期間等を説明するようにお願いしている。

(9) 予備講習における「不認定」について

予備講習の倍率が高く、国語の教員が数学の講習を受講し、答案がかけなかったというケースはあったときいている。具体的内容は講座開設者に確認しないとわからない。しかし、大阪で開講された予備講習において、履修認定がされなかったケースはない。更新講習は教員をふるいにかけるものではなく、履修認定試験も論述式が中心である。